

第 3 8 4 回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について

第 3 8 4 回宮城県議会（令和 4 年 6 月定例会）に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 3 1 年宮城県教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年 6 月 1 7 日に専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第 2 項の規定により報告する。

記

- 1 予算議案
令和 4 年度宮城県一般会計補正予算
- 2 予算外議案
手数料条例の一部を改正する条例

令和 4 年 7 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

財 第 5 5 号
令和 4 年 6 月 1 4 日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第 3 8 4 回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 予算議案
令和 4 年度宮城県一般会計補正予算
- 2 予算外議案
手数料条例の一部を改正する条例



第 3 8 4 回宮城県議会議案（追加提出分）予算議案
 ～令和 4 年度 6 月補正予算の概要（教育庁関係分）～

1 補正予算の概要

単位：千円

令和 3 年度	令和 4 年度			比較	
6 月現計予算額[A]	現計予算額[B]	6 月補正額[C] (第 4 号)	計[B+C]=[D]	[D-A]	[D/A]
158,886,774	161,618,734	19,500	161,638,234	2,751,460	101.7%

2 事業の概要

単位：千円

事業概要等	補正額	財源
県立学校給食食材価格高騰対策費【保健体育安全課】 ■コロナ禍における物価高騰対策として、保護者負担の軽減に向けた県立学校の給食食材価格高騰分への補助	19,500	国庫 19,500
合 計		19,500

【参考】

財源内訳	国庫支出金	一般財源	合計
	19,500	0	19,500

第384回宮城県議会議案（追加提出分） 予算外議案の概要（教育庁分）

○条例議案

議第134号議案

手数料条例の一部を改正する条例

教育職員免許法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの

施行 公布の日
所管 財政課

○主な内容

普通免許状及び特別免許状の更新に係る手数料の廃止

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状に関する規則（昭和３０年宮城県教育委員会規則第２号）を別紙のとおり一部改正することとし、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和３１年宮城県教育委員会規則第１２号）第３条第１項の規定により令和４年６月２３日専決処分した。よって同条第２項の規定により報告する。

令和４年７月１５日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

教育職員の免許状に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の一部改正により、教員免許状更新制度が廃止されたことに伴い、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

普通免許状及び特別免許状の出願手続における教員免許状更新制度に関する規定を削除するとともに、本規則の様式中、有効期間に関する項目を削除等する。あわせて、教育職員免許法の改正に伴う引用条文等の改正を行う。

3 施行期日

令和4年7月1日

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中宮城県手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の欄を削る。

第五条中「第五条第三項」を「第五条第二項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第十五条中「第十二号」を「第十一号」に改め、同条第十号中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第十六条中「第十三号」を「第十二号」に改め、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。
第三十二条中「手数料条例」の下に「（平成十二年宮城県条例第十九号）」を加える。

様式第二十一号中

有効期間の満了日（修了確認期限）

を

（旧）有効期間の満了日（（旧）修了確認期限）

に改める。

様式第二十五号を次のように改める。

様式第25号

No.	氏名	免許状番号	根拠規定	追加領域	失効・取上年月日
製印	生年月日 籍地 授与年月日	教科	授与条件等	追加年月日	失効・取上事由

様式第二十五号の二中「有効期間の満了の日

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

年 月 日」を削る。

○教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)	改正理由
<p>目次 (略)</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 この規則で次の上欄の法令は、それぞれ下欄のよう (略)</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>第二章 教育職員検定</p> <p>第三条及び第四条 (略)</p> <p>第五条 免許法第五条第二項若しくは第五項又は第十八条の規定に より免許状を授与する場合の学力の検定は、学校の成績証明書に よるほか、必要に応じて試験によつて行う。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>第三章及び第四章 (略)</p> <p>第五章 出願の手続</p> <p>第十五条 普通免許状の授与を受けようとする者(次条の規定によ り普通免許状の授与を受けようとする者を除く。)は、次に掲げ</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 この規則で次の上欄の法令は、それぞれ下欄のよう (略)</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>第二章 教育職員検定</p> <p>第三条及び第四条 (略)</p> <p>第五条 免許法第五条第三項若しくは第六項又は第十八条の規定に より免許状を授与する場合の学力の検定は、学校の成績証明書に よるほか、必要に応じて試験によつて行う。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>第三章及び第四章 (略)</p> <p>第五章 出願の手続</p> <p>第十五条 普通免許状の授与を受けようとする者(次条の規定によ り普通免許状の授与を受けようとする者を除く。)は、次に掲げ</p>	<p>教育職員免許法 の改正に伴い改 正するもの</p>

る書類を提出しなければならない。ただし、第四号から第十一号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第七号及び第八号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。

一から九まで (略)

十 教員資格認定試験合格証明書(免許法第十六条第二項の規定による出願の場合に限る。)

十一 (略)

第十六条 教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第六号から第十二号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第五号及び第九号から第十一号までの書類は原則として証明者が厳封したものを提出しなければならない。一から十一まで (略)

十二 (略)

第十七条から第二十三条まで (略)

第六章 (略)

第七章 雑則

第二十六条から第三十一条まで (略)

第三十二条 免許状の授与、書換若しくは再交付の申請をする者、検定を受けようとする者又は授与についての証明書の交付を請求する者は、その願書に手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)に

る書類を提出しなければならない。ただし、第四号から第十二号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第七号及び第八号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。

一から九まで (略)

十 教員資格認定試験合格証明書(免許法第十六条の二第一項の規定による出願の場合に限る。)

十一 免許状更新講習修了(履修)証明書
十二 (略)

第十六条 教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第六号から第十三号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第五号及び第九号から第十一号までの書類は原則として証明者が厳封したものを提出しなければならない。一から十一まで (略)

十二 免許状更新講習修了(履修)証明書
十三 (略)

第十七条から第二十三条まで (略)

第六章 (略)

第七章 雑則

第二十六条から第三十一条まで (略)

第三十二条 免許状の授与、書換若しくは再交付の申請をする者、検定を受けようとする者又は授与についての証明書の交付を請求する者は、その願書に手数料条例に

定める金額に相当する宮城県の収入証紙を貼付しなければならない。
い。

第三十三条及び第三十四条 (略)

様式第一号から様式第二十号まで (略)

定める金額に相当する宮城県の収入証紙を貼付しなければならない。
い。

第三十三条及び第三十四条 (略)

様式第一号から様式第二十号まで (略)

第 号

教育職員免許状授与(交付)証明書

本籍地
氏名
生年月日

上記の者に下記の免許状を授与(交付)したことを証明する。

年 月 日

宮城県教育委員会
教育長

印

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
	領域名	追加年月日
追加した領域及び追加年月日		
根拠規定		
右列事項の満了日(修了確認期限)		
備考		

様式第二十二号から様式第二十四号まで (略)

第 号

教育職員免許状授与(交付)証明書

本籍地
氏名
生年月日

上記の者に下記の免許状を授与(交付)したことを証明する。

年 月 日

宮城県教育委員会
教育長

印

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
	領域名	追加年月日
追加した領域及び追加年月日		
根拠規定		
右列事項の満了日(修了確認期限)		
備考		

様式第二十二号から様式第二十四号まで (略)

() 教諭特別委任状

氏名 本籍地
年 月 日生

右の者1)教諭職員法第五(五)条の定めるところにより(左記の科(事項)に
いて) () 教諭特別委任状を授与する

(記)

授与条件
番号
年 月 日
宮城県教育委員会 印

授与条件
番号
年 月 日
宮城県教育委員会 印

(以下略)

() 教諭特別委任状

氏名 本籍地
年 月 日生

右の者1)教諭職員法第五(五)条の定めるところにより(左記の科(事項)に
いて) () 教諭特別委任状を授与する

(記)

授与条件
番号
年 月 日
宮城県教育委員会 印

有効期限の満了日
年 月 日

(以下略)